



「第2期坂町空家等対策計画（案）」に対する意見を募集します。

本町では、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたことにより、基本的な取組姿勢や対策を広く示し、安全かつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の活用を促進することにより、まちづくり活動の活性化を図ることを目的として、平成28年3月に「坂町空家等対策計画」を策定し、実効性のある空家等対策に取り組んできました。

今後も空家等に関する総合的な対策を継続し、一層推進していくため、次の計画の策定を進めており、第2期坂町空家等対策計画（案）を作成しましたので公表します。

第2期坂町空家等対策計画（案）について、皆様から広くご意見を募集します。

■意見募集の期間 2月9日（火）～2月22日（月）（締切当日消印有効）

■閲覧方法 (1)役場都市計画課の窓口（役場3階）(2)坂町ホームページから「第2期坂町空家等対策計画（案）」をダウンロードして、閲覧してください。

■対象 (1)町内に住所を有する人 (2)町内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体 (3)町内の事務所または事業所に勤務する人 (4)町内の学校に在学する人 (5)本町に対して納税義務を有する人または寄附を行う人 (6)施策等の案に直接的な利害関係を有する人

■提出様式等 任意様式により、次の事項を必ず記入してください。

- ①件名「第2期坂町空家等対策計画（案）意見提出」
- ②氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
- ③住所（町外の方は、対象者である理由も記入してください。）

■提出方法 ・電子メール（tokei@town.saka.lg.jp）
・郵送（〒731-4393坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 坂町役場 都市計画課都市計画係宛）
・直接持参（役場3階都市計画課へ）（募集期間中毎日（土日祝日を除く）9時～17時）

※寄せられたご意見は、「第2期坂町空家等対策計画」策定の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

◎問合せ 役場都市計画課 ☎（820）1513

「坂町国土強靱化地域計画（案）」に対する意見を募集します。

国土強靱化地域計画とは、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に定められたもので、坂町としましては、国及び広島県の各計画との調和を保ちつつ、坂町第5次長期総合計画や他の分野別計画との整合を図りながら、防災・産業・エネルギー・まちづくり・交通等の国土強靱化に関する施策を重点的かつ分野横断的に推進する計画として、坂町国土強靱化地域計画（案）を作成しましたので公表します。

坂町国土強靱化地域計画（案）について、皆様からのご意見を募集します。

■意見募集の期間 2月9日（火）～2月22日（月）（締切当日消印有効）

■閲覧方法 (1)役場環境防災課の窓口（役場2階）(2)坂町ホームページから「坂町国土強靱化地域計画（案）」をダウンロードして、閲覧してください。

■対象 (1)町内に住所を有する人 (2)町内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体 (3)町内の事務所または事業所に勤務する人 (4)町内の学校に在学する人 (5)本町に対して納税義務を有する人または寄附を行う人 (6)施策等の案に直接的な利害関係を有する人

■提出様式等 任意様式により、次の事項を必ず記入してください。

- ①件名「坂町国土強靱化地域計画（案）意見提出」
- ②氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
- ③住所（町外の方は、対象者である理由も記入してください。）

■提出方法 ・電子メール（kikikanri@town.saka.lg.jp）
・郵送（〒731-4393坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 坂町役場 環境防災課危機管理室宛）
・直接持参（役場2階坂町環境防災課へ）（募集期間中毎日（土日祝日を除く）9時～17時）

※寄せられたご意見は、「坂町国土強靱化地域計画」策定の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

◎問合せ 役場環境防災課危機管理室 ☎（820）1540



「坂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)」に対する意見を募集します。

「坂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」を作成しましたので、その概要を公表し、皆様からご意見を募集します。

■意見募集の期間 2月1日（月）～2月15日（月）まで（締切当日消印有効）

■閲覧方法 (1)役場民生課の窓口（役場1階）
(2)坂町ホームページから「坂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」をダウンロードして、閲覧してください。

■提出様式等 任意様式により、次の事項を必ず記入してください。

- ①件名「坂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）意見提出」
- ②氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
- ③住所

■提出方法 ・電子メール（minsei@town.saka.lg.jp）
・郵送（〒731-4393坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 坂町役場 民生課宛）
・FAX（820）1521
・直接持参（役場1階民生課へ）（募集期間中毎日（土日祝日を除く）9時～17時）

※寄せられたご意見は、「坂町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。ご意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

◎問合せ 役場民生課 ☎（820）1505

「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」に対する意見を募集します。

本町では、「まち・ひと・しごと創生法」や国、県の動きを踏まえて、本町の重要課題である人口減少対策を推進するため、平成28年2月に「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この戦略の推進期間は令和2年度で終了するため、これまでの取組を検証し、新たな視点を取り入れた「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」を作成しましたので、皆様から広くご意見を募集します。

■意見募集の期間 2月9日（火）～2月22日（月）（締切当日消印有効）

■閲覧方法 (1)役場企画財政課（役場2階）、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンターの窓口で閲覧
(2)坂町ホームページから「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」をダウンロードして、閲覧してください。

■提出様式等 任意様式により、次の事項を必ず記入してください。

- ①件名「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）意見提出」
- ②氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
- ③住所

■提出方法 ・電子メール（kikaku@town.saka.lg.jp）
・郵送（〒731-4393坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 坂町役場 企画財政課宛）
・直接持参（役場2階企画財政課へ）（募集期間中毎日（土日祝日を除く）9時～17時）

※寄せられたご意見は、「第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

◎問合せ 役場企画財政課 ☎（820）1507